

「世界の市場」中国の 思わぬ落とし穴にご注意

あすなる法律事務所 原 正和



5月1日から上海万博が始まりました。数多くの国が出展している中、日本館も人気のようで、その中でも大阪名物たこやきが当地の中国の人たちの人気を集めているようです。中国政府は、大阪万博の入場者数を上回ることを目指し、中国国民に万博への参加を盛んに呼びかけています。人口が13億人を超す中国のことですので、大阪万博が持つ最多入場者数の記録は、残念ながら、今回の上海万博で塗り替えられるのではないかと考えられます。

さて、万博による好景気にとどまらず、近時の中国の発展ぶりは本当に目覚ましいものがあります。経済成長率はこの数年以上、毎年10%前後を記録し、それに伴って、全体として見れば、中国国民の生活もどんどん豊かになってきたと言えます（同時に貧富の格差も拡大してきましたが）。中国国内のいわゆる中流階級は1億人を超えるとまで言われ、中国国内の購買力は日増しに膨れあがってきています。このような状況はまさにバブルそのものであって長続きはしない、との見方が一部囁かれてはいますが、とはいえ、中国が、これまでの「世界の工場」から「世界の市場」へとシフトしていていることは間違いありません。私は昨年の夏から秋にかけて中国の法律事務所研修をしていましたが、人々の前向きでたくましいパワーには驚かされました。とりわけ、自動車や家電製品をはじめとする物を購入してより豊かな生活を送りたいという気持ちの強さと、そういった人たちの数の多さには、正直圧倒されました。

そのような中国ですから、現在、日本の企業が中国を市場としてとらえ、中国に進出していくとするのは、ある意味当然だと思います。また、日本がなかなかデフレを脱却できず、依然として不景気から抜け出せないという事情もそのことに拍車をかけていると言えます。

しかし、中国には中国ならではの問題が潜んでいます。当たり前の話ですが、中国の法律、法制度と日本のそれとは異なります。中国は、日本をはじめとする先進諸国の法律、法制度を参考に自国の法体系を整備してきたという経緯はありますが、やはり、背景にある文化、社会、政治状況の違いから、一見すると日本と似ているように思われる法制度であったとしても、細かな点が異なっていることが多いと言えます。また、何よりも、条文や通達の規定内容そのものの重要性に加え、そこには書いていないことや解釈が分かれるもの（つまり、当局の裁量が大きいもの）をいかにこちらに有利に持っていけるかという政治的な力も必要になってくるのが、中国の実情であると言えます。特に、日系企業の場合、やはり中国企業に比べてより一層のハンディがあることは否定できません。

そこで、中国市場に進出する際には、事前に、日本の弁護士などを通じて信頼できる中国人律師（弁護士）の紹介を受け、そのような中国人律師からまた、信頼できるビジネスパートナーを紹介してもらう（あるいは、すでに提携している中国側パートナーの信頼性を確認してもらう）のが望ましいと思います。

さらに、そのようなパートナー探しとは別に、中国国内において物を販売しようとする場合には、知的財産保護に関する方針と戦略を立てる必要もあります。例えば、自社の製品がすでに商標登録されていないかを確認しておく必要があります。日本ではすでに有名になっているアニメのキャラクター名や酒類の銘柄など

が中国国内で商標登録されてしまい、日系企業が中国に進出した後に、中国国内で日本国内におけるのと同じ商標を用いて商品を販売しようとしたところ、実態は全くないにもかかわらず先に商標登録を済ませている「権利者」から逆に商標侵害を主張され、損害賠償や和解金の支払



を求められるということも現にあります。有名な事件としては、「クレヨンしんちゃん」や「森伊蔵」が中国企業によってすでに商標登録されていたということがありました。そこまで有名なキャラクターやブランドではなくても、中国ではここ数年、すさまじい勢いで中国人（企業）によって商標登録（申請）がなされていますので、うちの商品は関係ないと早々に断じてしまうのは早計かもしれません。また、商標登録に対する異議申立は、告示の日から3ヶ月以内と限定されていますので、速やかな対応が求められます。したがって、思わぬ出費を避けるためにも、中国への進出計画の出来るだけ早い段階から、中国国内における商標等のリサーチはしておいた方が良いでしょう。

このように、中国において日系企業が商標をめぐるトラブルに巻き込まれることは決して珍しいことではありませんので、自社の製品、商品の中国進出をお考えになる場合には、出来るだけ早いうちに商標リサーチを含めた知的財産戦略を立てるべきだと考えます。その際には、迅速かつ適切に対応するため、中国国内の信頼できる弁護士（律師）の存在が不可欠ですが、当事務所は、広州（広東省）、済南（山東省）、アモイ（福建省）、上海など、中国各地の日本語対応可能な中国人律師と提携しておりますので、まずは当事務所までお気軽にご相談いただければと思います。

